

令和7年度第3回埼玉県最低賃金専門部会議事録

福田部会長 これから第3回埼玉県最低賃金専門部会を開催いたします。
委員の出席状況について事務局から報告してください。

賃金室長 本日は公益代表委員3名、労働者代表委員3名、使用者代表委員3名にご出席いただいております。
よって最低賃金審議会令第5条第2項により本審議は有効に成立していることを報告いたします。傍聴者は5名です。

福田部会長 本専門部会は、埼玉県最低賃金専門部会運営規程第7条第1項により公開とし、議事録についても同運営規程第8条第2項により公開することといたします。
本専門部会の議事録確認者をあらかじめ指名いたします。
公益代表は私福田が、労働者側は矢島委員、使用者側は廣澤委員にお願いいたします。審議資料について事務局から説明をお願いいたします。

専門監督官 本日の資料は、資料1 埼玉県最低賃金と生活保護の比較についての1つでございます。
こちらは埼玉県最低賃金と生活保護との比較についてでございますが、令和5年度の生活保護データと比較いたしますので、これに対応するものとして、埼玉県最低賃金の令和5年10月1日発効のものとの比較となります。
生活保護水準は18歳から19歳、単身世帯者の生活扶助費との比較になります。
令和5年度の生活扶助基準の埼玉県内の人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額は月額11万2485円でした。
対して、埼玉県最低賃金の令和5年10月1日発効のものは時間額1,028円で行いましたので、これに1箇月平均の法定労働時間数173.8時間を掛け合わせまして、可処分所得の総所得に対する比率0.807をかけ、これで計算いたしますと、月額14万4184円ということで生活保護よりも最低賃金の方が上回っているという結果でした。
資料は、以上でございます。

福田部会長 今の生活保護の関係についてのご説明について何かあれば、ご質問ご意見いただければと思いますが。よろしいでしょうか。

それでは議題1の令和7年度地域別最低賃金改定の目安の伝達ということで、さっき本審でやりましたので、本審の説明と重なる部分については省略をしていただいて、その上で事務局からご説明いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

賃金室長 目安の内容については先ほど本審でご説明したところでございます。中央最低賃金審議会会長のビデオメッセージは厚生労働本省から動画が提供され次第、ご覧いただきます。

福田部会長 ありがとうございます。委員の皆さん、ここまでで何かありますでしょうか。それではまたさっきと同じで何かあれば、その時点でまたご発言いただければと思いますので、先に進ませていただきます。

目安の伝達に続いて、埼玉県最低賃金改正について議題にいたしたいというふうに思います。

まず、労使双方から埼玉県最低賃金について基本的な考えを承りたいと思いますので、まず労側からでよろしいでしょうか。

矢島委員 労側ですが、政府の最低賃金の方針では、2020年代、2029年までに全国加重平均で1,500円に引き上げる目標を示しております。

2025年の春季生活闘争では、33年ぶりに5%台の高い水準と言われた昨年をさらに上回る成果が報告され、新たなステージに移った日本経済を安定した巡航軌道へ導くためには、労働組合のない職場で働く労働者に対しても、最低賃金の大幅な引上げを通じ、これを波及させる必要があると考えております。

初任給においては、人材獲得競争が激化している競争もあるためか、組織規模、業種に関わらず、昨年来大幅に上回る引上げを勝ち取った組合が多く見られております。

また、連合では一昨年より中期的には、一般労働者の賃金中央値の6割という相対的貧困のものさしによる目標設定を確立しており、これも念頭に今年もそして来年以降も継続的な水準引上げを実現する必要があると考えております。

それと、2024年に簡易改定を行いました連合リビングウェイジの埼玉県の最低限の文化的な生活を行うために必要な時給額は、1,

210円と設定しております。時点での埼玉県 lowest賃金では1,078円、その差が132円あります。この金額を目指すということ为前提としまして審議に臨みたいと考えております。

昨年同様に物価高騰が続いております。最低賃金近傍で働く方々の購買力を維持するためにも、物価上昇を一定程度上回る率での改正が必要だと考えております。

加えて、これまでの意見陳述でも多く述べられた通り、他県との最低賃金格差によって人材の確保が難しくなっている現状も踏まえ、地域間格差の縮小にもこだわった審議を行いたいと考えております。労働者側の考え方については、以上となります。

福田部会長

他に、労働側の委員から補足などあれば、お願いいたします。

次に、使側から基本的な考え方についてお願いいたします。

廣澤委員

まず、物価上昇を踏まえますと、最低賃金については一定の引上げが必要だと考えております。しかしながら、賃上げと最低賃金の違いは、罰則の有無という点で大きく異なりますので、その点をしっかり認識する必要があると考えています。

足元の業況については、労働局がご用意いただいた第2回最低賃金審議会の資料10の2の(2)に、埼玉県が公表した四半期経営動向調査の結果があります。2025年1～3月期と4～6月期を比較すると、景況感DIは全体でマイナス40.8からマイナス44.7へ悪化しています。加えて、その横にある武蔵野銀行の企業経営動向調査でも、全体ではマイナス19がマイナス28へと悪化しており、必ずしも上昇傾向にあるとは言えません。

また、令和7年度第1回最低賃金審議会の資料7には、連合、経団連、日商がそれぞれがまとめた令和7年賃上げ状況が記載されています。やはり、大手企業と中小企業、さらに従業員数で見ると300人未満や20人以下の企業などで賃上げ率に大きな格差が生じています。

一定の考え方をすれば、中小企業の賃上げ率3%や、4%が、最低賃金の引上げ率と考えることも可能ではないかと思っています。

ここでまとめますと、業種や規模によって堅調に推移している企業があるのは当然ですが、一方で、企業物価の高騰や最賃を含む人件費の上昇を価格へ十分転嫁できず、厳しい経営環境にある企業が多く存在しているということは間違いのないと思います。

加えて、不確定要因ではありますが、いわゆるトランプ関税が今後

企業にどのようなインパクトを与えるかについては、プラスの要因よりもマイナスの要因の方が多くなると予想されます。

そうした状況を踏まえ、使用者側の考え方としては、3要素のうち通常の事業における賃金の支払い能力に引き続き重点を置いて議論を進めていきたいと考えています。

データとしては、賃金改定状況調査結果の第4表がありますが、残念ながら埼玉県独自のデータがない状況が続いています。この点については、今後も改善を要望していきたいと考えています。

その次善策として、昨年度の議論の前提となったさいたま市の消費者物価指数や、頻繁に購入する品目の中分類については、引き続き注視していく必要があります。この前提で議論を進めていきたいと考えています。

いずれにしても、中賃においても、様々なデータが示されていますので、埼玉県における審議では、埼玉県独自のデータが必要になると考えています。以上です。

福田部会長

ありがとうございました。他に、使側委員の方から補足などあれば、ご発言をお願いします。よろしいですか。

今労使双方から、今回の指針の改定に当たっての基本的な考え方をご発言いただきました。この後の進め方ですけれども、今日始めたところなので、日程のことを考えてもすぐに答えというわけにもいきませんので、そういうことにも思いをいたしながら、通常であればこの後個別協議をやったりするのすけれども、どうしますかね。その進め方についての労使のご意見があれば聞かせていただきたいのです。ちなみに他県はだいぶ遅くなりそうな感じですね。

賃金室長

昨日の夜、目安が出たところです。今日から実質審議に入るという状況ですので、全国的にも遅れているとは思いますが。

福田部会長

どうでしょうか。どんな感じで進めていきますか。もしご意見があれば聞かせてください。

近藤委員

審議に関して、先ほど使側からの見解にもありましたが、埼玉県でのデータを使うというところが一つポイントにはなっていると思っています。昨年度も頻繁に購入する品目を含む中分類の消費者物価指数を出すのに少し日程がかかったというのがあったかと思っています。

そういった意味から、今年は特に中央の目安最賃の審議の中で他の生計費に関するデータが様々参照されているのですが、それらの埼玉県版が出る可能性があるものは何か、出ないものは何かというのをちょっと早い段階で明確にしておいていただけると審議も順調に進むかなとは考えております。

福田部会長 事務局はその点はいかがですかね。いくつか品目とか。具体的にいかがですか。

専門監督官 第4回埼玉地方最低賃金審議会の資料5の令和7年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）の参考資料の2ページ目にある、消費者物価指数の対前年上昇率の推移をご覧ください。上から順に、「持ち家の帰属家賃を除く総合」、「頻繁に購入」、「1か月に1回程度購入」、「基礎的支出項目」、「食料」とございます。この指標で使われた消費者物価指数の数値のうち、「持ち家の帰属家賃を除く総合」と「食料」については埼玉県、さいたま市の数字はございます。

しかしながら、「頻繁に購入」、「1か月に1回程度購入」、「基礎的支出項目」この3つにつきましては、埼玉県、さいたま市としての数字はございません。

「頻繁に購入」につきましては、昨年度と同じように頻繁に購入する品目を含む中分類という形で代替する数値を出すことは、事務局の方で出すことは可能かと思っております。

「1か月に1回程度購入」についても、「頻繁に購入」と同じような考え方で、1か月に1回程度購入する品目を含む中分類についてウェイトが出ていますので、それを用いて加重平均して事務局において算出することは可能かと思います。

「基礎的支出項目」についてはちょっと把握していなくてよくわからないんですけども、ひょっとしたら同じようなやり方で出すことができるかもしれません。

ただ「基礎的支出項目」に区分される品目は数がとても多いので、ほとんどの中分類が対象となって、ひょっとしたら総合とほとんど変わらなくなってきてしまうかもしれません。

消費者物価指数については以上です。

福田部会長 どうしますかね。明日ぐらいまでには分かりますかね。

専門監督官 はい、できる限り準備いたします。

賃金室長 さいたま市の頻繁に購入する品目を含む中分類のデータは、第2回埼玉地方最低賃金審議会の資料9にすでにまとめてあります。

令和7年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）の参考資料の5ページをご覧くださいますと、全国におけるエンゲル係数の推移がございます。このさいたま市のデータは出せるかと思えます。

福田部会長 そのあたりはできるだけ早めにお答えをいただいて、その上でご発言いただくということによろしいでしょうか。公益からもし何かご意見があれば。

結城オブザーバー オブザーバーですけれども、先ほど労使のそれぞれからご意見について、質問してもよろしいでしょうか。

福田部会長 どうぞ。

結城オブザーバー 口頭でご説明いただきましたので、少し補足をいただきたいということですが、まずは労側のご主張で、連合リビングウェイジで1,210円という数字を提示されていたかと思いますが、算定根拠についてご説明いただけますでしょうか。

その際に、今回国から出た公式見解とも差額が132円生じているということですが、その理由についてもご説明いただけますとありがたいです。

矢島委員 連合では連合リビングウェイジということを伝えていますが、健康で文化的な生活ができ、労働力を再生産し、社会的体制を保持するために最低限必要な賃金水準を、連合が独自に試算しているということです。

今回は2021年以来、品目のリストの見直しを24年の9月に行っております。税、社会保険料の引上げを含めて2021年度以降の様々な情勢の変化、物価変動や生活スタイルの変化などを反映しております。

試算の結果、単身世帯の連合リビングウェイジ、こちらはさいたま市ですが、時間額1,250円ということになります。

2021年に比べ、上げ幅は最も高価というのは、食料費で5,0

00円以上ということ、これに次ぐ住宅費で3,000円以上増えているというふうなことであります。

こちらの一覧表もありますけれども、さいたま市で単身成人が食料費、住宅費、光熱、家具、被服、医療、交通、教育費、教養娯楽費その他というのを含めた形で全て計算しているというようなことであります。

結城オブザーバー　ありがとうございます。

近藤委員

リビングウェイジでは、マーケットバスケット方式で算出しています。先ほど矢島委員から説明があった通り、ある程度の品目を決めておいて、それを実際にさいたま市で買ったらいくらになるのかというのをそれぞれ経年で調査をしております、その結果から最低限生活するのに必要な額って、実際これくらいだよと、実際のマーケットの価格を基に算出するというような計算で出している数字となっております。全国的にこの数字も出しております、たまたまですが、さいたま市で調べたものをベースにして、他県の数字は、さいたま市の数字に県別の係数をかけて展開するという方法をとっていますので、一番信頼度の高いのがさいたま市という結果になっております。

結城オブザーバー　さいたま市内の価格調査を独自にやっていらっしゃるのですか。

近藤委員

そうです。特定のスーパーで買ったらいくらとか、そういう形で調査しています。

結城オブザーバー　わかりました。ありがとうございます。使側にも質問させてください。トランプ関税の影響について、今後マイナス要因が予想されるということでしたが、こういった分析をされてそのような判断になったのでしょうか。

廣澤委員

緻密な分析ではありませんが、税率が従来の5%から15%へ引き上げられるという事実は、企業がその税負担を負わなければならないことを意味します。現在、自動車については依然として2.5%から引き下げられていない状況です。こうした客観的な状況を踏まえ、これをプラス要因と判断されるのであれば、ぜひご教示いただきたいと思います。

結城オブザーバー 個別の企業で見れば、負担が増えている企業はあるということですか。

廣澤委員 そうです。輸出にあたって、その税負担を誰が負担するのか、企業なのか、現地の購入者なのか、あるいは別の主体なのかという問題があります。いずれにしても、負担が増えることは事実であり、それが企業にとってキャッシュフローや賃金支払能力の面でマイナス要因になると考えています。

結城オブザーバー 分かりました。ありがとうございます。

福田部会長 他にありますか。

それでは、今日は1回だけ個別協議を公労と公使でやってみて、我々としてもどんな感じなのか少し聞かせていただいて、2回目以降の個別協議は、次回以降にするというで、いかがでしょうか。それでは、個別協議を少しだけやらせていただきたいと思います。

ここで一旦休会として、先に公労の個別協議から始めましょう。

(休会)

(再開)

福田部会長 それでは審議を再開させていただきます。

休会中に公益委員から労使双方と個別にお話をさせていただいた内容を簡単にまとめますと、労側からはもちろん未組織労働者みたいな方を中心に賃上げの方法を一日も早く届けたいということで、できるだけ早い結審をとというご意見もありつつ、もちろん審議を尽くすことは必要で、ただその場合でもぜひどんなに遅くても8日までには決着をしたいというお話がございました。

その上で内容的には、特に埼玉と東京や神奈川、千葉というところの関係なんかも気になるということで、埼玉の独自のデータを見た上で埼玉のプラスアルファみたいなことが考えられないか十分に検討したいというようなお話でございました。

一方、使用者側は日程については、できれば8月8日までに決着させたいということをおっしゃっていただきましたが、ただそれも十分審議を尽くして納得を得られた場合、納得を得られた上での話だとご

発言がありまして、その場合にポイントになるのは、具体的には特に6%という数字がどうしてできてきたのかという。6%の根拠や、それを含めて埼玉の個別のデータでどれだけ納得ができるのか、説明いただけるかということが大事なんじゃないかということでした。

ただ、基本的には支払能力に十分留意しながら、3要素を考えてデータに基づいて納得のいく形でやっていくんだという、基本のご主張は変わらなかったというふうに理解をしております。

今の私のまとめで、補足があればいただければと思いますが、よろしいでしょうか。

それではだいぶ時間が過ぎましたので、今日はここまでとさせていただきます。日を改めて明日審議を続けたいと思います。議会報告の取りまとめに向けて皆様のご協力を切にお願いいたします。最後はその他ということになっておりますけれども、委員の皆さんから何かありますでしょうか。よろしいですか。事務局から何かありますか。

賃金室長

特にございません。

福田部会長

次回、第4回専門部会は明日8月6日水曜日9時30分から開催をいたします。公労使3者で行う審議は公開といたします。これで本日の部会は閉会とします。どうもありがとうございました。ありがとうございました。